報道機関各位

隠岐の島町長 (環境課)

一般廃棄物処理施設へ自己搬入したごみ処理手数料の過誤徴収について

このことについて、下記のとおり、ごみ処理手数料の過誤徴収が発生しましたのでお知らせします。

記

1. 発覚事案

隠岐の島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正(令和5年4月1日施行)により、事業系自己搬入ごみ処理手数料について、50kgを超えた場合 10 kgごとに加算される額80円を徴収すべきところを、誤って130円を徴収していた。

2. 原 因

上記条例について、「50kgを超えた場合、10kgごとに加算される額130円」と公共料金等審議会から答申され、令和4年3月開催の議会定例会の会期前常任委員会でも事前説明をしていましたが、実際、上程された議案では「50kgを超えた場合、10kgごとに加算される額80円」と、誤った改正をしていました。

その後、誤った条例改正をしたことに気付かず、加算額が 130 円に改正されたものと誤認し、令和5年4月1日~令和6年6月22日までの間、過誤徴収していたことが発覚しました。

3. 過誤徵収金

約3,500,000円

4. 今後の対応

過誤徴収した事業者に対して、詳細に説明しながら返金作業を随時行っていく。

5. 再発防止について

事務的ミスが生じないよう、課内でのチェック機能を強化していく。

6. お問い合わせ先

隠岐の島町役場 環境課 生活環境係 髙宮・原 電話:08512-2-8565 FAX:08512-2-4050